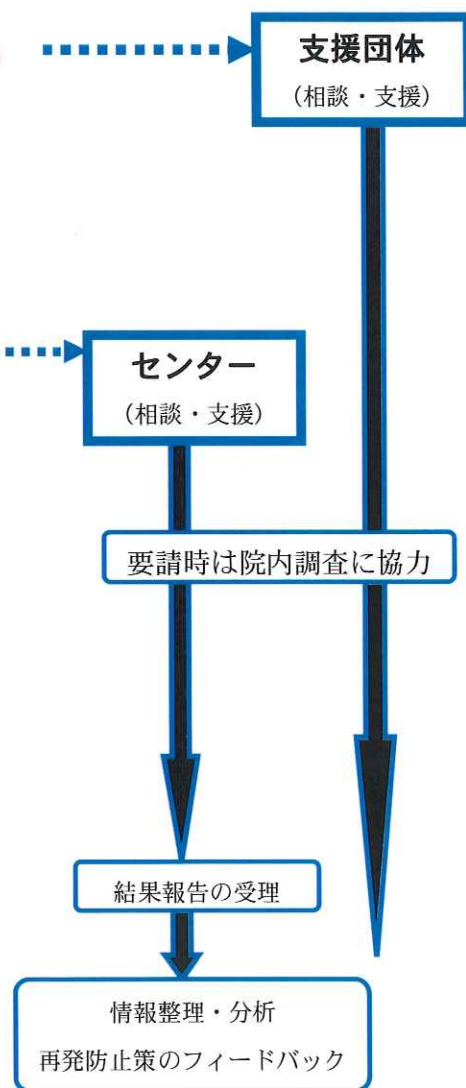


医療事故調査制度・助産所対応フロー

各施設内で以下の対応について事前に相談・確認しておくことが大切です

- 死亡事故発生時の初期的対応
 - 人員確保
 - 現場保存（薬剤・モニター・物品など可能な限り状態保存）
 - 諸記録の保存
 - メモは整理し速やかに記載
 - 追記には日付を記載
 - モニター時刻の確認し、正確でない時は理由を記載
- 管理者は「医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産であって、管理者が予期しなかったもの」であるか否かを判断する
 - 情報の収集・整理
 - 支援団体連絡協議会へ相談（☎ — — — — — ）
 - 「予期しなかったもの」と判断

- 遺族への対応
 - 事実説明
 - 事故調査制度の実施への理解と説明
- 事故調査・支援センターへ報告
 - （日本医療安全調査機構 ☎03-3434-1110 24時間受付）
 - 電話連絡にて一報入れる
 - 書面または web 上で報告
- 院内調査
 - 記録の確認
 - 当該医療者からのヒアリング
 - 関係者（場合により遺族を含む）からのヒアリング
 - 医薬品・医療機器・設備などの確認
 - 解剖又は死亡時画像診断（A i :Autopsy Imaging）
 - 検体（血液・尿など）の分析・保存
- 院内調査の結果報告
 - 遺族への結果報告
 - 事故調査・支援センターへ報告



事前に相談・確認しておくことが望ましいこと

- 事故発生時の各都道府県助産師会での連携・支援体制について
- 各都道府県の支援団体連絡協議会（支援団体の窓口）の連絡先・対応可能時間について
- 当該医療者へのサポートについて
- 各助産所内で事故発生時の具体的対応のマニュアル作成